



山形県公報

平成19年8月10日(金)
第1865号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1135  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...1136  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...同  
 市町村が行う国土調査の指定.....(農村計画課)...同  
 土地改良事業の計画変更の同意.....(最上総合支庁農村計画課)...1137  
 一般国道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 河川区域の変更による廃川敷地等.....(河川砂防課)...同  
 道路の位置の指定.....(村山総合支庁建築課)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(同)...1138  
 県証紙売りさばき人の指定.....(出納局)...同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...同  
 一般競争入札の公告.....(情報企画課)...同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第774号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| ゆ う き 眼 科 ク リ ニ ッ ク | 尾花沢市上町四丁目7番7号       | 平成19. 7. 1 |
| 尾花沢調剤薬局 市 役 所 前 店   | 同 一丁目1番27号          | 同 7. 6     |
| さ か え ク リ ニ ッ ク     | 同 1番8号              | 同 7.17     |

#### 山形県告示第775号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地  | 廃止年月日      |
|-------------------|----------------------|------------|
| 太 田 歯 科 駅 前 診 療 所 | 東田川郡庄内町余目字上朝丸161番地 8 | 平成19. 3.31 |

## 山形県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|------------------------------|-----------------------|------------|
| ヤマニ歯科医院              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 酒田市本町一丁目5番12号         | 平成19. 5. 1 |
| 居宅介護支援事業所さくらホーム広野    | 居 宅 介 護 支 援                  | 同 広野字末広102番地 1        | 同 6. 1     |
| グループホームかたくり荘         | 認知症対応型通所<br>介護               | 鶴岡市熊出字東村157番地の 2      | 同          |
| 通所介護事業所まごころの家        | 介護予防通所介護                     | 尾花沢市芦沢1216番地 1        | 同          |
| 複合介護健康施設 しらかば        | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 東村山郡山辺町大字山辺675番地 1    | 同 6.25     |
| 介護プランセンターたかだて        | 居 宅 介 護 支 援                  | 鶴岡市友江町23番14号          | 同 7. 3     |
| ケアサービス「あゆみの家」        | 訪 問 介 護                      | 同 青柳町39番11号           | 同          |
| デイサービス「あゆみの家」        | 通 所 介 護                      | 同                     | 同          |

## 山形県告示第777号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年 9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年6月20日から適用する。
- 平成19年6月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第778号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 指定年月日  
平成19年 7月27日

## 2 調査を行う者の名称

遊佐町

## 3 調査地域

飽海郡遊佐町杉沢の一部

## 4 調査期間

平成19年8月6日から平成20年3月31日まで

## 山形県告示第779号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、土地改良事業の変更を次のとおり同意した。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良事業を行う者の名称

最上町(法田地区)

## 2 同意年月日

平成19年7月30日

## 山形県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成19年8月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 347号

## 2 供用開始の区間 村山市大字稲下字十二原1448番4から

同 大字長善寺字川前223番13まで

## 3 供用開始の期日 平成19年8月10日

## 山形県告示第781号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 河川の名称

一級河川赤川水系湯尻川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年8月3日

## 3 廃川敷地等の位置

鶴岡市友江字中野67-5、67-1、314-1先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 256.96m<sup>2</sup>

## 山形県告示第782号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成19年8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 指定の番号 私道村総建第104号

## 2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字仲田25-1の一部、24-1の一部

## 3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長56.44メートル

## 4 指定年月日 平成19年8月3日

## 山形県告示第783号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年 6月27日 指令村総建第5005号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西村山郡河北町谷地字砂田221 - 1、222 - 1、223 - 1、224 - 2、225 - 1、226 - 1、227 - 1、228 - 1、229 - 1、230 - 1、230 - 2、231 - 1、232 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市大字寒河江93番地  
有限会社 吉成商事

## 山形県告示第784号

山形県証紙条例（昭和39年 3月県条例第40号）第 6 条第 1 項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名              | 所 在 地             | 売りさばき所の所在地 | 指 定 年 月 日  |
|------------------------|-------------------|------------|------------|
| 株式会社けんなん<br>代表取締役 須貝 昇 | 東置賜郡高畠町大字福沢1103番地 | 同 左        | 平成19. 8. 3 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ニューフロンティア尾花沢
  - (2) 代表者の氏名  
八鍬 良雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
尾花沢市若葉町一丁目 2 番18号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、尾花沢市民及び尾花沢市にゆかりをもつ多くの人々に対して、主に産業振興と観光開発に関する事業を行い、活力に満ちた魅力ある町づくりに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ等の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年 8月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ラーニングルーム(15階)
- (2) 日時 平成19年9月19日(水) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ等の賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達をする特定役務が提供される平成20年1月1日から平成24年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月31日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 提供される特定役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書等」という。)を平成19年8月31日(金)までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Lease of server and software for the Yamagata

Prefectural Government's central communication network 1 set

(2) Time-limit for tender : 1:30P.M. September 19, 2007

(3) Contact point for the notice : Information Planning Division , Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2098

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤           | 正           |
|------------|------------|-----|-------|-------------|-------------|
| 平成19. 5. 8 | 第1838号     | 781 | 下から 2 | 別に定めるところより  | 別に定めるところにより |
| 同          | 同          | 782 | 2     | 掲げる         | 掲げる         |
| 同          | 同          | 同   | 13    | 掲げる         | 掲げる         |
| 同 7.12     | 号外(43)     | 2   | 21    | 36,544,000円 | 36,545,200円 |